Title	共同研究の終了と統廃合、新規開始の主題について(総合研究所News)
Author(s)	聖学院大学総合研究所
Citation	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.19-5:34-41
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_i d=2366
Rights	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

志向で日本と韓国のキリスト教会の交流のあり方 を研究する。

以下では、長年続けられてきた、「英語教育研究」「都市経営研究」「グローバリゼーション研究」 「EU研究」の4つの研究プロジェクトを振り返り、 研究成果を確認したい。

英語教育研究の 17 年 一貫教育をめざして

「英語教育研究」は、1992年に開始され、2009年度まで継続されてきた、共同研究プロジェクトとしてはもっとも長い研究活動である。

1. 一貫教育としての英語教育

1992年にこの研究が開始された目的は、幼稚園から大学までの一貫教育として英語教育プログラムを考案することであった。

英語教育カリキュラムの理念、また、他校の英語教育の実態把握が研究活動の内容であり、他校でも英語イマ―ジョン教育をはじめたばかりの沼津の加藤学園暁秀初等学校の実地調査を行っている。

しかし、まだ法人諸学校の一貫教育への理念確認は十分でなく、研究はプログラム作成にいたるまで進まなかった。

2. 大学レベルの英語教育

1993年から、短期大学と大学の共通プログラムの作成のための研究がはじまった。ここでも国際基督教大学のELP、筑波大学の外国語センターの実例を研究することが出発点となった。

1995年には学生を対象にしたアンケート調査、 1996年度から聖学院英語教育プログラム(略称 SEP)がはじまった。

1997年からは、学生の英語力の伸びを調査しながらSEPがより効果を挙げるように、評価と修正を繰り返す研究が続けられた。また、前法人の一貫教育プログラムとして、SEPを展開できないかを検討する研究が進められた。

研究成果は、『聖学院大学総合研究所紀要』5号・

共同研究の終了と統廃合、新規開始の主題について

2009年度は、15の共同研究プロジェクトが実施されてきた。共同研究は、3年を一期として実施されているが、2009年度で下記の共同研究が終了する。また、2010年度から開始される研究主題を挙げたい。

2009年度で終了。(括弧内は研究代表)

英語教育(D.バーガー)

グローバリゼーション (大木英夫、田中浩)

都市経営(佐々木信夫)

日本研究(鵜沼裕子)

組織神学(高橋義文、深井智朗、藤原淳賀)

国際金融

ピューリタニズム (松谷好明)

の7研究プロジェクトである。

2010年度に新規、または再開される研究は下記のとおりである。

再開は、児童学研究(村山順吉) 2009年度は 休止していた。

新規は、「現代世界」研究——EUを中心に(大木雅夫、田中浩)この研究は「ヨーロッパ統合の理念と実態」と「グローバリゼーション研究」を統合して、新たな主題で開始される。

日韓研究(康仁徳、高萬松、宮本悟)

2010年日本の韓国併合100年を期して、日本の キリスト教会が韓国のキリスト教会とどのような 交流を進めてきたかを歴史から掘り起こし、未来 1994年、6号・1995年に発表された。またSEPのプログラムの評価については、『聖学院大学総合研究所紀要』11号・1997年、15号・1998年に発表されている。

3. 英語一貫教育の研究

2000年から2003年に掛けて、聖学院法人全体の「教育会議」が開催された。そのひとつの部会が「英語教育部会」であり、全法人の英語教育の一貫性を作り出す研究が続けられた。

幼稚園から大学までの英語教育担当者が定期的に研究会を開催し、最終的に「アクション・プラン」がまとめられた。そのアクション・プランのひとつとして『英語教育年報』の発行が決められ、2003年以降、毎年発行されている。

研究成果としては『聖学院大学総合研究所紀要』19号・2000年から26号・2002年に発表されている。

4. 幼稚園、小学校からはじまる英語一貫教育研究

小学校、幼稚園に英語教育が導入されたのは、1990年にWork & Study Programでアメリカの姉妹校、Lynchburg Collegeから研究生を迎え入れた時点であった。正確には、それ以前は宣教師による英語教育が断続的になされていたので再開ということになる。そして、2003年から小学校、幼稚園に英語教育が導入された。SEPの成果を用いた、カリキュラムが整備され、専門の担当者が決まり、今日に至っている。

幼稚園、小学校で英語教育が実施されることによって生まれた課題は、英語教育を受けた小学生が中学校に進学したときに、他の小学校から入学してきた生徒との間に生じるレベルの違いをどのように調整しながら英語教育ができるかという問題であった。そこに幼稚園から小学校、小学校から中学校への一貫教育の具体的課題が生じ、研究が継続されることになった。同じように、中学校から高等学校、高等学校から大学へと一貫教育を視野に入れた研究が継続されたのである。

その研究の成果は『聖学院大学総合研究所紀要』31号・2004年、33号・2005年、など各号に発表されている。

なお、『英語教育年報2004』『英語教育年報2005』『英語教育年報2006』『英語教育年報2007』『英語教育年報2008』には、聖学院幼稚園から、アトランタにある聖学院アトランタ国際学校のTwo Way English Immersionプログラムの研究成果、教育実践が発表されている。また『英語教育年報2009』からウェブ版として聖学院学術情報発信システム(SERVE)で公開されている。

都市経営研究 埼玉県の中枢都市圏構想および都市政策研究

都市経営研究は、1996年に開始され、研究主題、 対象を大学のある埼玉、上尾、さいたま新都心か ら、都市問題、地方自治の問題へと、発展、変化 させながら2009年度まで研究が続けられた。

第一期 1996年から1998年度——都市合併と都市づくり

当初の研究目的は、大宮市、浦和市、与野市にまたがる大宮操車場跡地に、「さいたま新都心」が建設されることになり、この地域にどのような都市づくりを構想するかであった。また同時に大宮市、浦和市、与野市などを中心とした都市合併の計画があり、3市で合併するのか、さらに拡大した5市1町の枠組みで合併するのか、も課題であった。

研究は、埼玉県、当該自治体の職員、経済界からの参加者をメンバーにして、都市づくりのビジョンが研究された。

この研究では、「政策提言」を発表してきた。 1998年[21世紀への都心づくりと大都市づくり」

第二期 1999年から2002年――政令指定都市を めぐる都市制度の研究

第二期は、合併の枠組みが3市で決定されたことを受けて、政令指定都市、中核市などの都市制度についての研究が進められた。県と政令指定都市との関係、政令指定都市の行政区のあり方、政令指定都市の財政問題などが研究主題として取り上げられた。

「政策提言」として次のものを発表した。

1999年「ゆめのふくらむ都市形成への提言」

2000年「大都市合併と住民意識――さいたま中枢都市圏における住民意識調査|

2001年「『さいたま市』の"新"経営戦略」 2002年「大都市経営の財政改革と戦略

第三期 2003年から2005年——市民参加の自治 体行政

都市合併、政令指定都市が実現した後、研究は「都市経営」と主題を広げ、新しい行政のあり方をさまざまな自治体の実例を取り上げながら研究した。市民参加の行政の仕組みを作り出している志木市、市民協働の条例を作った大和市、協働を踏まえた市制改革を行った我孫子市など、従来の自治の枠組みを超えた行政のあり方が報告され議論された。

これまで行政が担当してきた領域はどの範囲か、市民が担う自治の領域はどこか、行政と市民が協働してになうべき「新しい公共空間」としてどのような課題があるのか、など市民自治の理念と実際が研究された。

「政策提言」として下記のものを発表した。

2003年「政令指定都市への政策提言――行政区の新しい方向」

2004年「『協働型まちづくり』への提言――市民と行政の新しい関係」

第四期 2006年から2009年——道州制など行政 制度の変革について

公務員制度改革、また道州制導入、地方議会改 革、など行政制度の変革を主題に研究を進めた。

公務員のあり方が、業務遂行型から企画立案型に変化している中で公務員制度がどのように変革されていくのか、また行政区分が県から広域の道州制に変化することが検討されている中で、県、市、町などのこれまでの行政区分がどのようになるのか、首長と地方議会はどのような関係にあるべきなのか、など、行政制度の大きな変革がもたらす事態を想定して研究が進められた。

「政策提言」は下記のものを発表した。

2006年「<新しい公共>を公共サービスの提供

から考える |

2007年「公務員制度改革と自治体の人材育成」 2008年「これからの府県と市町村の関係――地 方分権の潮流と課題を考える|

2009年「地域ガバナンスと地方議会」

このほかの研究成果は『聖学院大学総合研究所紀要』にて公開されている。

グローバリゼーションの研究 (2003 年度~ 2009 年度)

聖学院大学総合研究所では、総合研究所の研究 活動、また数多くある共同研究の中心となる「基 幹研究」に取り組んでいる。

これまで「デモクラシーの研究」「自由の伝統 の再検討」「市民社会と国家の役割研究」がそれ である。

2003年度から取り組んだのが、「グローバリゼーションの研究」である。その研究目的は「グローバル化の時代における新しい世界秩序形成の諸条件を政治・経済・文化の3つの位相において検討し、グローバルな共同体形成の基盤となるものを解明することである。そのグローバルな共同体の形成に際しては、西洋的価値の優位が避けられないとしても、常に外部に開かれ、異質な要素を摂取するグローバルな共同体でなければならない。その理念を基礎付けることが最終目標となる」。以上の目的にもとづいて、2期に亘る研究活動が続けられた。

第一期 2003年から2005年――グローバリゼー ションの諸相

グローバリゼーションの問題とは何か、何がグローバリゼーションの状況を作り出したか、を主題に、政治、経済、宗教、情報、教育、地域などを個別的に取り上げ、グローバリゼーションの諸相を分析した。

研究成果は、『聖学院大学総合研究所紀要』29 号から35号に発表された。

第二期 2006年から2009年 グローバリゼー

ションのもたらすもの

グローバリゼーションは「国」という枠組みを 越えて、ひと・もの・資金・情報が自由に移動す ることである。その場合、どのような問題、課題 が生じているのかを検討し、本研究の目的である 「グローバルな共同体」の理念を検討した。

ジェンダーの変容、グローバリゼーションがも たらす内的・外的リスク、国家間戦争から新しい 時代の戦争、言語のグローバル化と問題、などの 主題が取り上げられた。

この研究は、2010年にEU研究と統合され、「現代世界研究」として再出発することになった。研究成果は、『聖学院大学総合研究所紀要』36号から46号に掲載された。また『紀要』43号別冊は「グローバリゼーション特集号」として発行され、第二期の途中までの研究活動の報告がなされている。

ヨーロッパ統合の理念とその実態研究 (2001 年度~ 2009 年度)



研究成果のまとめとして刊行された。 『多層的ヨーロッパ統合と法』 大木雅夫・中村民雄 編著 A5版 574頁 税込定価6,300円 聖学院大学出版会

*全国の書店で注文することができます。 また *amazon.co.jp* で購入することができます。

2001年度に開始された「EU研究」(正式には「ヨーロッパ統合の理念とその実態研究―-日本の対EU政策に向けて」(3年を一期とした共同研究)は、3期9年を経た2009年度で一区切りとし、2010年度からはヨーロッパ統合の問題をグローバリゼーション研究と結びつけて、「現代世界研究」とし

て再出発することになった。

研究計画書の研究概要に次のように記されている。

「この研究は、ヨーロッパ統合の歴史的・比較的研究を踏まえたEU研究である。現在のEUはもはや引き返すことのできない地点に到達していると思われるが、ヨーロッパ連邦への道はかつてのアメリカ合衆国への道よりも険しく複雑であろう。それは国家主権の委譲によって成り立つ限度での超国家的組織であり、現状を冷静かつ客観的に把握するためには、歴史的・比較的方法をもってそれに接近する必要がある。歴史的・比較的に見れば、ヨーロッパ統合にはまさに統合への力と瓦解への力、求心力と遠心力が同時に作用してきたからである。

過去に企てられたヨーロッパ統合の事例と現在のEUとの歴史的比較を通じて新しい統合の形態を解明し、次いで現在のEUに対する加盟諸国の相異なるスタンスを比較的観点から観察するのでなければ、その現実の認識を誤る恐れがある。歴史的・比較的方法によってEUを客観的に認識してはじめて、日本の対EU政策の方向づけについての提言も可能になるのではないかと考える。具体的には次のような課題を追求する。

- 1) ローマ帝国以来ヨーロッパを舞台として国内的、国際的に遂行された統合の態様に関する歴史的・比較的検討。
- 2) 現在のヨーロッパ統合に向けて各加盟国の とるスタンス、そこで展開された論議の状 況の国別検討。
- 3) EUの側から見た経済的、政治的、文化的統 合の段階ないし程度の分析。
- 4) 現時点で達成された法的統合とその運用の 実態の究明」

この計画に従って、毎年5、6回の研究会を積み重ねてきた。その間、EUは、刻々と変化し、その領域を拡大し統合の内実を深化させてきた。この研究はそのEUの変化とともに、また深化の実態を追いかけるように研究主題に取り組んできた。

そこでEUの拡大と深化、また変化に沿った本研究の歩みをここで振り返ってみたい。研究報告をされた方の肩書きは発表時のものである。

なお研究成果の公開は、次の刊行物によってなされた。掲載が「聖学院大学総合研究所紀要」の場合は、○号数・発行年を示す。『研究報告書』(2004年3月20日発行)の場合は☆、『多層的ヨーロッパ統合と法』(聖学院大学出版会、2008年4月20日)に収録した論文は、□を付した。

第一期 2001年から2003年

第一期は、EUにおいては2002年に共通通貨の ユーロが導入され、2003年にはニース条約が発効 された時期であった。統合がより具体的な姿を現 した時期である。

2001年度は、「ヨーロッパ統合」の問題領域を確認する研究活動であった。

2001年4月「研究計画会議」

2001年5月19日「EU法の現状と課題―憲法形式の時を迎えるEU―」中村 民雄(東京大学社会科学研究所教授)。この報告と討論をもとに「EU政体規範(constitution)研究の現状と課題」(○22号・2001、☆、□)が発表された。

2001年7月13日「EU法研究の課題」須網 隆夫 (早稲田大学法学部教授)

2001年9月28日「フランスの法秩序における条約の地位とニュー・カレドニア」大藤 紀子(聖学院大学政治経済学部政治経済学科助教授)。この報告をもとに「規範内部の『規範違反』──サラン(Sarran)事件判決(CE,Ass.,30-10-1998)をめぐって」(○23号・2001、☆、さらに□に「規範内部の『規範違反』─フランス共和国憲法とニュー・カレドニアおける制限的選挙人団の構成」と改題して掲載。

2001年11月2日「ヨーロッパの発展に対する私の 関心と取組み」滝沢 正(上智大学法学部国際関 係法学科教授)の報告に手を加え「ヨーロッパ法 の発展と他の法分野との関連」(○24号2002年、 ☆、□)として発表。

2002年3月1日「ヨーロッパ憲法秩序の形成: EU政 体規範と各国憲法の相互作用」中村 民雄(東京 大学社会科学研究所教授)

2002年度は、ヨーロッパ統合のモデルと統合の もたらす諸問題を取り上げた。EUではEU法が各 国の国内法に優先することになっている。

二つの法の間をどのように調整し、各国の文化の 特殊性を活かしながら、統合を維持できるかが問 題となる。

2002年5月24日「大陸法とコモン・ロー―隣接の相の下における再説」大木 雅夫(聖学院大学大学院政治政策学科教授)(○25号・2002、☆、□)
2002年7月5日「連邦国家アメリカの形成」

有賀 貞(聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科教授)「連邦国家アメリカ合衆国の形成」と改題して○25号、☆、□に掲載。

2002年10月4日「EUと社会保障」郡司 篤晃(聖学院大学政治経済学部コミュニティ政策学科教授)

2003年1月10日「EUの発展とその性格変容―「補 完性の原則」と加盟国法制度の自律性―」

須網 隆夫(早稲田大学法学部教授)この報告と 討論を参考にして「EUの発展と法的性格の変容――『ECへの権限委譲』と『補完性の原則』」を書き下ろし○26号・2002年、☆に、さらに原稿を大幅に改訂して□に「EUの発展と法的性格の変容――『EC・EUへの権限移譲』と『補完性の原則』」を載せた。

2003年度は、EUの東欧への拡大がもたらす問題と欧州憲法条約制定を目指す、統合の深化、またEU統合の基本であるひと・物・資本の移動の自由がもたらす問題、とくに移民の問題が取り上げられた。

2003年5月16日「ヨーロッパ市民は何語で政治を 語れるか? 一政治の言語と言語の政治」中村 民 雄(東京大学社会科学研究所教授)

2003年7月11日「EUにおける憲法条約制定の意 義」須網 隆夫(早稲田大学法学部教授)

2003年10月10日「EUの東方拡大とそれに関連する問題―EUはどこまで拡大するか」鈴木 輝二 (東海大学教授)「欧州連合 (EU) とNATOの東方への拡大による欧州図の変化」(○27号・2003、☆、□) 2004年2月20日「EUにおける難民・移民法の共同体化」 広渡 清吾 (東京大学社会科学研究所教授)「EUにおける移民・難民法の動向――『国際人流と法システム』の一考察」、(○30号・2004)

□に収録。

第二期 2004年~ 2006年

第二期にはEU研究は次のような出来事の中で進められた。2004年に、EUが東欧圏に拡大し、25カ国になった。2004年には「多様性の中の統合」をめざした欧州憲法条約が提案され、各国の政府間会議で署名された。しかし2005年フランス、オランダでは、国民投票で欧州憲法条約の批准が否決された。

2004年度は、EUとロシアの関係、東欧圏の動向、 そして欧州憲法条約の内容とその批准について研 究した。

2004年5月28日「主権・国民・民族・EUとロシア」 渋谷 謙次郎(神戸大学大学院教授)、「ロシアと EU」と題を改めて発表(○32号・2005)し、その 後加筆し「ロシア・CIS・EU──旧ソ連諸国の統 合の実情と問題点」(□)にまとめた。

2004年7月11日「EU憲法とポーランド」鈴木 輝二(東海大学教授)の報告を「EU憲法体制と新規加盟国」(○34号・2005、□)に拡充した。

2004年10年8日「欧州憲法条約 憲法か?条約か? それとも…?」中村 民雄(東京大学社会科学研究所教授)「多元的憲法秩序としてのEU」(○32号・2005、□) に掲載。

2005年度は、言語、アメリカ、人権法など多様な側面からEUを研究した。

2005年5月13日「EUにおける言語問題」大木 雅 夫(聖学院大学大学院教授)

2005年7月1日「二重の立憲主義再考―アメリカ法の視座」安部 圭介(成蹊大学助教授)

2005年9月20日「国際人道法と国際人権法―欧州 人権裁判所の判例を通して―」尹 仁河(聖学院 大学基礎総合教育部特任講師)(○35号・2006年) 2005年10月21日「フランスによる欧州連合憲法条 約の否決―国内的側面―」滝沢 正(上智大学法 学部教授)(○34号・2006年、□)

同日、「欧州憲法条約の検討―主権・立憲主義・ 民主主義の観点から―」須網 隆夫(早稲田大学 法学部教授)

2005年11月25日 「ヨーロッパ社会モデル―現状

と課題」ハラルト・コンラット(ドイツ・日本研 究所学術研究員/フリードリヒ・エーベルト財団 日本代表)

2006年3月3日「EU競争法の動向―近時の改正を中心として」多田 英朗 (東洋大学法学部専任講師) 「EU競争法の現代化――第五次拡大を契機として」(○37号・2007年)

2006年度は、EU法、国際法と国内法の関わりなどを検討した。

EU法は、国内法に優越するために、各国内で出た判決が、EU法の観点から判決が覆ることがある。また国内法をEU法に合わせて改正せざるを得ない場合が生じるときもある。あるいは多様な各国の文化を重んじることから、EU法で禁止されていることが、各国法で認められる場合もある。ひとつひとつの判例からEU統合の理念をあぶりだす研究である。この判例に基づく研究は、本研究のひとつの特徴であった。

2006年8月4日「EUにおける統治構造」大木 雅夫 (聖学院大学大学院教授)(○38号・2007年、□) 2006年10月27日「欧州人権条約と法統合」 滝 沢 正(上智大学法学部教授)(○38号・2007年、□) 同日「テロとの戦いおよび治安・国境管理に関す る諸規定に関わる法律についての 2006 年1月19日憲法院判決に関連して」大藤 紀子(獨 協大学本学部助教授)

2007年1月26日「比較法・外国法としてのEU法教育と研究」中村 民雄(東京大学社会科学研究所教授)

2007年3月26日「条約としてのEC条約と憲法としてのEC条約―ドイツ連邦憲法裁判所のEC・EU法関連判例の比較的検討を通して」小場瀬 琢磨(早稲田大学大学院法務研究科助手)を改訂して「憲法と条約の間――ドイツ連邦憲法裁判所のEC・EU理解をめぐって」○40号、2008年に収録し、さらに加筆し□に載せた。

第三期 2007年~ 2009年

第三期は、ルーマニアとブルガリアが加盟し27 カ国になった。また2009年12月にはリスボン条約 が発効し、EUに大統領が置かれたのである。これ までEU法の研究が中心となってきたが、政治学からの視点も取り入れられた。

2007年度は、政治学の立場からヨーロッパ統合の意味を検討した。

2007年7月20日「フランスと欧州統合過程―『政策の失敗』と『神話』としての統合」吉田 徹(北海道大学公共政策大学院准教授)「フランスと欧州統合過程――『政策の失敗』による統合の推進?」(○41号・2008年)

2007年10月12日 「イタリアの『連邦主義的』欧州政策—その思想と現実」八十田 博人(筑波大学非常勤講師)「イタリアにおける欧州主義の理念と現実」(○41号・2008年)

2007年12月21日「イギリス政治におけるヨーロッパ問題」若松 邦弘 (東京外国語大学外国語学部 准教授)

2008年2月29日「制度化されたコスモポリタン法 ―国際組織法学からみたEC法」佐藤 義明(広島 市立大学広島平和研究所助手)「制度化されたコ スモポリタン法――EU法の第三の法源」(○40号・ 2008年)を改訂して、「『カントの永遠平和の世界』 の法秩序――制度化されたコスモポリタン法とし てのEU二次立法」(□) に掲載した。

2008年3月14日「私生活の尊重と『親になる決定の尊重に対する権利』―最近のヨーロッパ人権裁判所の判例を題材に」 小林 真紀 (愛知大学法学部准教授)

なお、2007年度にEU研究会主催の講演会「EU憲法条約のその後:欧州モデルの現状――アジアの手本になりうるか」をフリードリヒ・エーベルト財団と共催した。講師は、ドイツ社会民主党(SPD)の議員、ミヒャエル・ロート氏である。トルコの加盟問題などEU内部からの発言は重要なものであった。

2008年度は、大使として、ハンガリー、ルーマニアのEU加盟を体験されたおふたりの報告とアジアへの展開の可能性を研究した。

2008年7月4日「欧州契約法に関する共通の参照枠組み草案について」角田 光隆(信州大学大学院法曹法務研究科教授)「ヨーロッパ私法と共通の

参照枠組み草案」(○43号・2008年)

2008年12月12日 「ルーマニアのEU加盟と日本」 津嶋 冠治 (元ルーマニア大使) (○44号2009年) 2009年2月16日「ハンガリーとEU加盟、日本との かかわり」提 功一 (元ハンガリー大使) 2009年3月13日「アジア法の多様性と重層性」 安田 信之 (関西大学政策創造学部教授)

2009年度は、ポーランドのEU加盟とリスボン条約のもたらした新しい状況を検討した。 2009年11月16日「体制転換20年のポーランド」 小森田 秋夫(東京大学社会科学研究所教授) 2009年12月14日「権限付与の原則―ドイツ憲法裁 判所リスボン条約判決を題材にして―」中西 優 美子(専修大学法学部教授)

EUは、経済統合からはじまり、政治統合を部分的に実現し、さらに文化統合へと向かおうとしている。今後は、イスラム文化圏のトルコ、バルカン半島諸国の加盟をどのように判断するのかなど、課題は多く、研究課題もまだ尽きることがない。そこで、本研究は、グローバリゼーションという世界の潮流の中でヨーロッパ統合を研究することに発展していくことになる。

日韓教会交流史研究 日韓併合 100 年を経た将来へ向けた日韓 キリスト教会の協力基盤の形成に向けて

2010年度から、日韓併合100年を経た、将来へ向けた日韓キリスト教会の協力基盤の形成に向けての共同研究が、日韓現代史研究センターの新しいプロジェクトとして開始される。

1. 池明観、康仁徳客員教授からの提案

日韓併合100年に当たる2010年を起点とした「日韓関係100年〈1910-2010〉と日韓キリスト教会の交流に関する日韓共同研究」を提案されたのは、総合研究所の池明観教授と康仁徳のおふたりの客員教授であった。

戦前戦中戦後と、日韓関係の大きな課題を見つめ、しかも政治だけでなく文化的にも日韓交流の

重要性を指摘してこられたおふたりの教授からの 提案であることに、まずこの共同研究の画期的な 意義がある。

2. 研究の目的

共同研究の目的は、第一に「日韓のキリスト教史を、1910年を起点に、日韓関係の未来に向けて前向きに捉えなおすことである。北朝鮮、中国を視野に入れ、北東アジアのキリスト教会のこれからの交流と協力の基盤を築く」ということであった。

この100年を3期に分け、研究を進める。

第一期「3・1運動と日韓キリスト教会」、

第二期「3・1運動以降の日韓キリスト教会」、 第三期「1945年前後日韓キリスト教会とそれ以 降の日韓関係をめぐって」に区分し、研究する。

それは、単にキリスト教史の振り返りだけではなく、「日韓両国の市民社会の形成とキリスト教 ——北東アジアの平和と協力をめざす日韓キリスト教会」というキリスト教会の使命を明らかにする共同研究である。

日韓併合に対する日本のキリスト教会の立場は、組合教会などの立場が研究されてきているが、日本基督教会、その他の教会ではどのような立場を取ってきたのか。また1970年代の韓国民主化の動きの中では、日本に、進歩的な教会の動向と神学の情報がもたらされてきたが、韓国のキリスト教の多数を占める保守的な教会の動きはほとんど情報が入らなかった。このような情報の空白を埋めていくことは、今後の日韓のキリスト教会の交流を深め、発展させていくためには不可欠の作業である。

3. 研究方法

①聞き取り調査(日本、韓国) 関係の教団または教会を訪ね、関係者に聞き取り調査をする。

韓国のカトリック教会が日本の教会を訪ねることをはじめている(長崎からはじめていくつかの教会を訪問)。

日韓のプロテスタント教会が重要な教会を訪 ね、聞き取り調査をする。

②日韓のそれぞれの教団、教会の総会資料など を調査し、各時期に日韓のキリスト教の交流をど のように捉えていたかを分析する。

特に、資料は日韓双方でデジタル化して保管

し、利用できるようにする。

③国際シンポジウムの開催。2011年度以降に、 日韓の研究者による国際シンポジウムを開催する。

④研究成果の日本語、韓国語、英語による出版

4. 共同研究グループの構成

長老会神学大学校と聖学院大学総合研究所日韓 現代史研究センターが中心となって共同研究グ ループを構成する。必要に応じて、韓神大学校、 聖潔大学校、延世大学校などの研究者にも参加を 呼びかける。また日本では、同志社大学などにも 呼びかける。

また教会としては、日本基督教団滝野川教会な ど、韓国では、永楽教会、セムナン教会、ソマン 教会などに呼びかけ、研究成果の公開に関して協 力を依頼する。

5. 共同研究の準備

2009年5月から総合研究所、高萬松助教が長老会神学大学に教授交換として滞在し、この共同研究の準備をはじめた。長老会神学大学校からは2010年に「神社参拝の問題」に関するシンポジウムを開く可能性もあるのではないか、また「20世紀東北アジアの100年」という主題で国際シンポジウムを開催する予定があるので聖学院からも参加してはどうか、という打診もあった。

さらに9月から総合研究所、宮本悟准教授が同様に教授交換として滞在した機会に、長老会神学大学校で、李致萬氏を担当として採用することが決まり、より具体的に研究活動の内容が決まった。なお李教授は、3月末に来日し、共同研究の打合せをすることになった。

なお長老会神学大学校の張永日総長が、2010年 5月26日を中心に聖学院大学を訪問されることに なり、この機会に共同研究体制が決定されること になっている。

聖学院大学総合研究所 Newsletter Vol.19-5,2009 2010年3月31日発行

発行人 大木 英夫

発行所 聖学院大学総合研究所

〒362-8585 埼玉県上尾市戸崎1-1 TEL:048-725-5524 FAX:048-781-0421

e-mail : research@seigakuin-univ.ac.jp Homepage : http://www.seigakuin-univ.ac.jp